

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年12月7日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第7号

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(給料表等)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとし、職員に適用する。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の企業長が定める日（次条から第23条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>

第23条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～6 略

（災害派遣手当等）

第25条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

第23条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～6 略

（災害派遣手当等）

第25条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職		円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900
	2	163,200	209,700	242,400

員	3	164,400	211,400	243,800
	4	165,500	212,900	245,200
	5	166,600	214,400	246,400
	6	167,700	216,200	248,000
	7	168,800	217,900	249,500
	8	169,900	219,600	250,900
	9	170,900	221,100	252,000
	10	172,300	222,600	253,400
	11	173,600	224,100	254,900
	12	174,900	225,600	256,200
	13	176,100	226,800	257,500
	14	177,600	228,200	258,700
	15	179,100	229,600	259,900
	16	180,700	231,000	261,100
	17	181,800	232,400	262,300
	18	183,200	234,000	263,600
	19	184,600	235,500	264,900
	20	186,000	236,900	266,200
	21	187,300	238,100	267,600
	22	189,600	239,700	269,100
	23	191,800	241,200	270,700
	24	194,000	242,600	272,200
	25	196,200	243,600	273,800
	26	197,900	245,100	275,500
	27	199,400	246,400	277,100
	28	200,900	247,600	278,700
	29	202,400	248,700	280,300
	30	203,800	249,700	281,800
	31	205,200	250,600	283,300
	32	206,600	251,500	284,800
	33	208,000	252,400	285,900
	34	209,300	253,300	287,500
	35	210,600	254,100	289,000
	36	211,900	254,900	290,500
	37	213,200	255,600	291,900
	38	214,400	256,700	293,500

39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100
70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200

75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300
77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500
100		297,900	345,800
101		298,100	346,100
102		298,400	346,500
103		298,800	346,900
104		299,100	347,300
105		299,300	347,800
106		299,600	348,200
107		300,000	348,600
108		300,300	349,000
109		300,500	349,500
110		300,900	349,900

	111		301,300	350,200
	112		301,600	350,500
	113		301,800	351,000
	114		302,000	
	115		302,300	
	116		302,700	
	117		302,900	
	118		303,100	
	119		303,400	
	120		303,700	
	121		304,100	
	122		304,300	
	123		304,600	
	124		304,900	
	125		305,200	
再任用 職員		188,700	216,200	256,200

第2条 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

(勤勉手当)

第23条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

3～6 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～6 略

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程(以下「改正後の給与規程」という。)別表第1の規定 令和5年4月1日

(2) 改正後の給与規程第25条の規定 令和5年9月1日

(3) 改正後の給与規程第20条第2項、第3項及び第23条第2項の規定 令和5年12月1日

(給与の内払)

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(会計年度任用職員に対する令和5年度の給与に関する経過措置)

4 会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)のうち、任期が3月以下の者又は1週間当たりの勤務時間(勤務時間が1週間単位で定められている場合にあっては当該勤務時間をいい、その他の場合にあっては1週間当たりの勤務時間の平均をいう。)が15時間30分未満の者に対して令和5年4月1日からこの規程の施行の日の属する月の末日までの間の給与を支給する場合であって、給料月額を決定し、及び当該給料月額を基に手当を算出するときにおける香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程第2条第1項又は第5条第1項の規定の適用については、改正後の給与規程別表第1の規定及び附則第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。